

山上の墓碑



遺骨を奪う

昭和二十三年十二月二十三日朝七時過ぎ、四台のジープに分乗したMPに護られた、一台の幌型トラックが、折からの冷雨を衝いて、横浜久保山火葬場に入った。

そのトラックからは、七箇の殯棺が降ろされた。その蓋には、1から7までの数字が大きく記されてあった。東条英機ら七名の遺骸が収められているのである。

「火葬場は、カービン銃で武装した米兵に囲まれ、場内には場長飛田氏、火夫長岩崎氏と二名の火夫だけが入ることを許された。七つの釜に七士の遺体が同時に納められ、(略)約一時間半にして全部白骨と化したのである。」(三文字正平△殉国七士の遺骨を葬るまで▽)

これより先、東条等七名に死刑が宣告された十一月十二日の夕方、小磯国昭担当の三文字弁護人が、東条の主任弁護人清瀬一郎の居室を訪れると、やはり東条を担当していた米人弁護人のブルーエットが、GHQでマッカーサー元帥と会見して帰ってきたところであった。

ブルーエットは、七戦犯が処刑されたあと、その遺体を遺族に引渡してもらうことを依頼しに行つたのであるが、マ元帥は返事を与えなかつたという。

ドイツの戦犯として処刑されたゲツベルスたちの遺骨は、粉碎して飛行機上から大西洋に撒

布されたと伝えられていた。日本の戦犯たちの遺骨も、同じように処置するため、マッカーサーはブルーエット弁護人の申出を黙殺したのだ、と三文字弁護人は判断した。

遺骨のひとかけらすら渡されず、いずこへともなく遺棄されてしまう――。

これは、遺族や心ある日本人にとっては、まことに堪えがたい。

「よし、たとえ少しだけでも、何とかして手に入れてやろう！」

三文字は、即座にこう決心した。そして、「東条以下の死刑はいつどこで執行され、どこで火葬にされるかを研究したところ、たまたま懇意にしている米人検事から、刑の執行はクリスマス前に巣鴨拘留所内、火葬は米軍人等の死体の火葬場で、米軍の手によって行われる旨を知ることが出来た。」(同前)

米軍人の火葬には、横浜市久保山の市営火葬場が使用されることになっていたのは、三文字にとって予期せざる好都合であった。火葬場のすぐ上にある興禅寺住職の市川伊雄師とは、きわめて懇意な間柄だったからである。

彼はさっそく興禅寺に市川師を訪れ、自分の悲願を訴えた。

戦時中は、海軍将校の精神訓練行事に関係し、東京裁判も何回となく傍聴して、その不公正を憤っていた市川師は、しばらく黙想してから、久保山の飛田火葬場長とは日頃から懇意にしているから、彼と相談してご希望の成就に協力しようかと答えた。

数日後、市川、飛田の両名が、三文字宅を訪れた。三文字は、自分の悲願、陰謀を改めて飛田場長に説いた。その義気にゆさぶられた飛田は、涙を浮かべながら、ベストを尽すべきことを誓った。

さて、火葬が終ると、米兵たちは、七人の遺骨の一部分を鉄鉢と鉄棒でこまかく砕き、深さ約七糎、幅約一四糎、長さ約二〇糎、1から7までの番号をつけた黒塗の小箱に納めて、いずこへか持ち去り、残骨はひとまとめにして、火葬場付属の骨捨場へ投棄させた。そこは、行路病者などの引取人のない遺骨を処分するところであった。

中一日おいた二十五日の深更、無月の闇に乗じて、その骨捨場へ忍びよる三つの黒い影があった。飛田、三文字、市川の三名である。野犬の群が、陰惨な声で吠えあっていた。

骨捨場というのは約二米四方、深さ三・五米ぐらいのコンクリート作りで、半ば地下に埋められている。骨の投入口は幅一〇糎、縦三〇糎ぐらいの大ききで、その上に御影石の花立が乗せられていた。三人は、力を合せてそれを取りのけた。

三文字、市川の両名は見張りに立ち、飛田が、鉄棒の先に取りつけた空罐で、音を忍ばせながら、少しずつ何回もくりかえして、内部の骨をすくい上げた。

やがて、それは、ふつうの骨壺一杯分ぐらいになった。夜目にも知れる白さが、その新しさを語っていた。それだけでなく、飛田の説明によれば、一昨日七名の残骨を投入する前には、長

い間他の骨を処分したことはないという。彼等のすくい上げたのは、疑いもなく七戦犯の遺骨であつた。

その頃、米軍の権力は絶対的なものであつた。三名の行為が知れば、容易ならぬ懲罰が加えられるであらう。事は慎重の上にも慎重に運ばなければならなかつた。

三文字弁護士の甥で、かつての上海事変で戦死した、三文字正輔というのがいた。遺骨はその甥のものとして興禅寺にあずけられ、市川師の供養を受けることになつた。

それから半年ほどたつた。七戦犯遺骨取得の件が問題化するけはいは、どこにも見えなかつた。頃はよし、と思われた。

二十四年五月三日、熱海、伊豆山の松井家に、東条、板垣、木村三未亡人と広田の遺子が集まつた。止むを得ない事情のため、武藤、土肥原の遺族は顔を揃えていない。松井未亡人が在宅していることは、いうまでもなかつた。

そこへ、市川、三文字の二人が大きな鞆をかかえて来着した。そして、その鞆の中から、うやうやしく例の遺骨を取り出した。三文字は、ここに至るまでの事情をこまごまと物語り、市川師は丁重な読経を上げた。

二人の考えは、今まで一つの骨壺に納めてあつた七人の遺骨を、七つの骨壺に移し変えて、それぞれの遺族に渡そうというのであつた。しかし、東条勝子未亡人が、こういつて反対した。

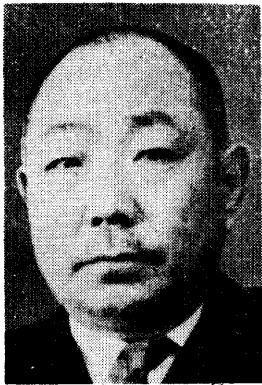
「ご厚志はまことにありがたいのですが、私どもがどのようなように秘密にしておこうとしても、万一その事実が知られましたら、折角お骨折り下さった方々に、取返しのつかないご迷惑をおかけすることになりましょう。それで、やはり当分の間は、このままどこかへおあずかり願って、時機の来るのを待つてから分骨させていただきたいと存じます。」

それをもつともなことであった。日本はまだ占領下にあつて、どんな些細なことに関しても、GHQの一顰一笑をうかがわなければならぬ時期なのである。

東条未亡人の意見に、他の遺族の人々は誰も異存がなかった。

この伊豆山には、興亜観音というのがまつられていた。生前の松井石根が、日支両国の戦死者の霊を慰めるために、伊豆山の中腹を切り開いて建立した堂に安置されてある。現在の堂守は、松井未亡人であった。それで、この観音堂に、やはり自分の甥の遺骨として納めておくことを、三文字弁護士が提案して、一同の支持を得た。

こうして、七戦犯の遺骨は、伊豆山中の観音堂内に人眼を避け、老杉に囲まれながら、松井未亡人のひそかな供養を受けることになった。



三文字弁護士

『殉国七士墓』

そうこうしているうちに、講和条約も締結され、日本は独立国となった。もはや、遺骨をどう取扱おうと、何の問題もなさそうである。三文字弁護士のは、再び動き出した。

他にも事情があつた。松井未亡人はすでに老齢であり、そして嗣子のないことであつた。このままに放つておけば、興亜観音堂内の七人の遺骨は、三文字正輔という偽名を掲げたまま、遠からずして無縁仏となり果ててしまふであらう。

一日も早く、正式な墓碑の下に葬つてあげたいと願わずにいられなくなつた。しかし、その一日も早くという願いにもかかわらず、歳月は一年、五年、八年と容赦なく過ぎて行つた。

三文字の墓碑建立計画には、清瀬一郎、菅原裕等の、東京裁判関係の弁護士その他、何人かの賛助者がいたが、中でも熱心に協力したのは、林逸郎弁護士であつた。二人は、激職中の寸暇をさき、候補地を求めて歩きまわつた。誰から頼まれたことでもない。費用はすべて自分持ちである。

三十三年になつて、最適の土地にめぐまれることになつた。愛知県幡豆町、三ヶ根の頂上である。

そこは、左に渥美半島、右に知多半島を遠望し、猿カ島、兎島等の島々を眼下にする国定公園「三河湾」中の頂天に当り、名古屋市からは一時間たらずの距離にあつた。墓地の敷地は、幡豆町の好意によつて提供された。

墓碑の除幕式は、三十五年八月十七日に行われた。碑面には『殉国七士墓』と刻まれてある。

敷地がきまつてから墓碑が建立されるまで二年もかかつたのは、資金難のためであつた。奉加帳の冒頭に、各々数十万ずつの金額を記入したのは、三文字をはじめ前記の弁護士たちである。その後は何名かの人々が名を連ねた。

しかし、建立し終つて見ると、大きな赤字が出ていた。三文字、林の両弁護士は、再び数十万円ずつを追加して、清算したのであつた。

これらの人々は、奉加金の件に触れられることを、はなはだしく好まない。彼等にとつて、巢鴨プリズン内で命を落した七人は、決して「刑死人」ではなく、尊い「殉国の士」だつたからである。そしてそれらの人々の汚名をそそぎ、日本人の卑屈感を払拭させることを、最大の念願としたからである。

二つの余聞

この遺骨事件には、二つの余聞がある。

長野県上水内郡長沼村に、前島照定という、終戦後僧籍に入った林檎園主がいて、二十六年の暮ごろから、七戦犯の墓碑を建立したいと考えた。そして、知合いの元軍人を通じて、東久邇稔彦元皇族に碑銘の揮毫を依頼し、再三の辞退にもかかわらず、ついに口説き落すことに成功した。

その時分の前島は、ただ墓碑だけを建てるつもりで、遺骨については何も考えていなかった。「東条大将等の骨灰がかくされていることは、東久邇氏は知っていた。しかし、占領中のことでもあるし、前島氏にはその話をしなかった。ところが、同家に仕えているある婦人が、こっそりと骨灰のあることを打ち明けたのだった。そこで前島氏は、これを埋めて本当の墓を建てよう」(▲占領秘録・下▼)と決意した。そして狙いをつけたのが、やはり久保山の飛田火葬場長であった。

二十七年五月二十二日、七人の骨灰が、飛田火葬場長から前島師に届けられた。彼は大いに喜んで建碑に取りかかり、東久邇筆の『七光無量寿(花山教戒師が、処刑直前の七人に贈った

共通法名)之墓』という銘を刻んだ、大きな自然石の墓碑を、自宅の庭先に建立した。

六月二十八日に行われた埋骨式の取材に来た報道関係者に、彼はこう語ったという。

「七人の戦犯とは、生前全く関係はなかったが、戦争の責を一身に負って死んで行った身上には同情している。仏道では死者に罪なしと教えている。戦犯を顕彰するわけではないが、その靈に供養するぐらいのことは、日本人として当然のことではなからうか。」

こういう前島師の気持ちの純粹さには、少しも疑う余地はないようである。ただ、三文字并護士たちが、同じ飛田場長の協力によつて、七人の遺骨を拾取したのが二十三年の十二月末であり、前島師の入手したのは二十七年の五月下旬である。「四年半もの間、七人の骨灰はあの当時のまま、例の骨捨場の中に残存していたであらうか」と、『殉国七士墓』の関係者たちが不審がるのもうなずけるのである。

もう一つの話には、官庁が関係している。「二十八、九年ごろ、第一復員局から、遺族の方のところへ、遺骨の入った桐の小箱が下げ渡される儀式があつて、私も列席して焼香したが、それがどのようなコースで第一復員局へ入ったか、それについての説明は一言も聞かれなかった。」(《敗者》)

この筋書を考えたのは、当時復員局にいた元陸軍中佐である。同中佐は、二十七年の夏、ふとした機会に前島師の件を耳にした。とたんに、一つの考えがひらめいたのである。

それまでの七名は、国にとっては戦病死者でもなく、むろん戦死者でもなかった。国との関係が不明な状態で「死んでしまった」のである。だから、国としても、どう取扱うべきかに苦慮していた。それを骨灰を利用することによって、戦死者として公認しよう、というのが、I元中佐の思いつきなのであった。

その結果演出されたのが、前記の遺骨下げ渡し式である。その遺骨と称する骨灰は、やはり飛田場長から入手した。

以上の点に関して、現在某官庁に勤務しているI元中佐は、次のように語っている。

「戦場となった土地の石ころや土くれなども、遺骨の代りに持ち帰って供養する例も少なくない。その意味からすれば、たとえ四、五年は経過しても、あの骨捨場の骨灰が、七人の処刑者と全く無縁のものとは思えない。それを遺族の方々に国からお渡しするという手続きをとることによって、国の記録には戦死者として公認され、それによって祭祠料や恩給もお上げすることが出来、また正式に靖国神社へ合祀することも出来たわけで、復員局としては、その点が第一の狙いだった。」

遺族の中には、どこかの馬の骨ともわからないものを——と立腹したものもいたというが、こういう復員局の処置には、刑死者の霊に格づけたいという以外に、何ら他意はなかったのである。

